

# つくばみらい市地域防災計画の改訂について

## 1 改訂の経緯

つくばみらい市地域防災計画（平成27年3月改訂）の改訂以降、上位計画である茨城県地域防災計画の見直し、国の方針や各種法令等の改正、市の組織体制の改正、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」の締結などを踏まえ、つくばみらい市の防災体制及び対策の検討が必要と考えられるため、本市の地域防災計画を見直す必要性が生じた。

## 2 主な改訂点

- (1) 市の組織改正に伴う時点修正
- (2) 茨城県地域防災計画の修正の反映
- (3) 原子力対策計画に係る項目の追加
- (4) 地域防災力の向上に係る項目の追加
- (5) 情報伝達体制の充実（H29.6水防法改正、H29.4防災基本計画改正内容の反映 等）
- (6) 用語・語句の統一

## 3 改訂の内容

《凡例1》（新）：新たに取り組むもの （更）：現行の取り組みを更新・強化

《凡例2》【 】は見直しにあたり参考とした出典  
【計】：防災基本計画、【県】：茨城県地域防災計画、【他】：他自治体の事例

《凡例3》（#-##）：計画書のページ番号

### (1)市の組織改正に伴う時点修正 [第2、3編]

- ① 市の組織改定を踏まえた修正
  - ・災害対策本部及び災害警戒本部の本部会議本部員の修正（2-50~51, 3-25~26）  
「危機管理監」、「消防署長」の追記
  - ・災害対策本部及び災害警戒本部の対策班の事務分掌の修正（2-55, 3-30）  
「市民班（市民窓口課長）」の分掌事務から「り災証明書の発行に関すること」を削除  
「運輸調査班（税務課長）」、「農業商工班（産業経済課長）」の分掌事務への「り災証明に係る被害認定調査及び発行に関すること」を 追記 等

### ② 時点修正

- ・災害対策本部及び災害警戒本部の本部設置代替場所として「富士見ヶ丘小学校」の追記  
（2-49, 2-51, 3-24, 3-26）
- ・土地利用状況の修正（2-21）                      ・都市計画道路の整備状況の修正（2-15）
- ・都市公園の整備状況の修正（2-16）            ・注意報・警報の発令基準値の修正（2-62）
- ・浸水想定区域の修正（最大浸水深2.0m~5.0m ⇒5.0m~10.0m）（2-2, 2-3） 等

### (2) 茨城県地域防災計画の修正の反映

- ① 茨城県国土強靱化計画について【計】[第1編]
  - ・強くしなやかないばらぎづくりの実現を図るための「茨城県国土強靱化計画（H29.2策定）」の基本目標を踏まえ、地域防災計画に基づく防災対策の推進を図ることを明示（新）（1-1）
- ② 避難場所の確保 等【計】[第3編]
  - ・避難所運営マニュアルの整備や訓練等を通じ、住民等による主体的な避難所運営の普及に努めることを明記（更）（3-15）
- ③ 災害情報共有システムの導入【県】[第2編]
  - ・災害情報の収集、防災関係機関との情報共有を行う「県防災情報ネットワークシステム」を利用することを明記（新）（2-65）
- ④ 自主的な避難の促進【計】[全編]（2-77）
  - ・避難準備・高齢者等避難開始の発令等により、住民の自主的な避難を促進することを明記（更）
- ⑤ 国が管理する河川の洪水予報について【県】[第2編]
  - ・国が管理する河川の洪水予報については、担当の河川（国道）事務所からも市に伝達されることを明記（新）（2-61） 等

### (3) 原子力対策計画に係る項目の追加 [第7編]

- ① 「第7編 危険物等災害対策」への原子力対策計画に係る項目の追加【他】（新）

| 第1章 災害予防計画（7-6）     | 第2章 災害応急対策計画（7-18）     |
|---------------------|------------------------|
| 「第7節 原子力災害の予防対策」の追加 | 「第12節 原子力施設の事故応急対策」の追加 |
| 1. 原子力災害の想定         | 1. 初動対応                |
| 2. 防災体制の確立等         | 2. 市外からの避難者受入れ         |
| 3. 情報伝達・住民広報体制の確立   | 3. 風評被害対策              |
| 4. 医療体制の確立          | 4. 事故に関する住民への広報活動      |
| 5. 住民に対する防災知識の普及    | 5. 心身の健康相談体制の整備        |
| 6. 市外からの避難者受入       |                        |

(4) 地域防災力の向上に係る項目の追加

- ① 指定避難所及び緊急指定避難場所の指定【計】[第2、3編]
    - ・災害対策基本法の改正により、新たに規定された「指定避難所」及び「緊急指定避難場所」を追記(新) (2-84~85, 3-47~48)
  - ② 福祉避難所の指定
    - ・伊奈特別支援学校を福祉避難所として追記(3-59)
  - ③ 業務継続計画に係る項目の整理[第2編]
    - ・市及び事業者は災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めることを「第13節 業務継続計画の策定」に明記(新)(2-44)
  - ④ 地震による出火予防の追記[第2編]
    - ・一般火気器具からの出火に対し予防措置を実施することを明記(新)(2-32)
  - ⑤ 「第9節 避難」への「方針」の追記【県】[第2編]
    - ・「第9節 避難」の「基本的考え方」の後に、県計画に習った「方針」を追記(新)(2-77)
- 等

(5) 情報伝達体制の充実

- ① 水防法の一部改正(H29.6)に伴う追記
  - ・大規模氾濫減災協議会制度へ参画することを追記(新)(2-4)
  - ・民間を活用した水防活動の円滑化に関する一文を追記(新)(2-5)
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化に関する一文を追記(新)(2-99)
- ② 防災基本計画の修正(H29.4)に伴う追記【計】
  - ・土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定すること明記(新)(2-11)
  - ・災害対策本部における、災害情報の一元的な把握及び共有可能な体制の整備に関する一文の追記(新)(2-50)
  - ・避難勧告等の発令について、災害時における優先業務の絞り込みや、当該業務を遂行するための役割分担など、全庁をあげた体制の構築に努めることを明記(新)(2-80)
  - ・指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理・整備する一文を追記(新)(2-88)
  - ・地域内輸送拠点の確保に関する一文の追記(新)(2-119)
- ③ 避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)に伴う変更(2-77等)

|          |   |                 |
|----------|---|-----------------|
| (変更前)    |   | (変更後)           |
| 「避難準備情報」 | → | 「避難準備・高齢者等避難開始」 |
| 「避難指示」   | → | 「避難指示(緊急)」      |

等

(6) 用語・語句の統一[全編]

① 用語の統一

- ・「避難所」→「指定避難所」の修正
- ・「避難場所」→「緊急指定避難場所」の修正
- ・「災害救助法」→「救助法」の修正
- ・「災害対策基本法」→「災対法」の修正
- ・「収容」→「受入れ」の修正 ※ただし、医療機関に係る場合と遺体や物に関しては収容のままとする。

② 語句の統一

- ・「概ね」→「おおむね」の修正
- ・「出来ない」→「できない」の修正
- ・「通り」→「とおり」の修正
- ・「当って」→「当たって」の修正
- ・「コミュニティー」→「コミュニティ」の修正
- ・「すみやか」→「速やか」の修正
- ・「行なえる」→「行える」の修正
- ・「かんがみ」→「鑑み」の修正
- ・「伴ない」→「伴い」の修正
- ・「取り組み」→「取組」への修正
- ・「手続き」→「手続」への修正
- ・「・」→「、」や「、」の位置修正など 等